

北海学園大学

# 法学部報

〔巻頭特集〕

いよいよスタート 法科大学院 .....1

〔研究室訪問1〕

運動から政治を考える 本田 宏 .....3

〔研究室訪問2〕

クーリング・オフを考える 山本弘明 .....4

〔教室の窓から〕

ドイツ留学記

～ヴァーチャル・インタビューで大西有二先生に聞く～ .....5

〔新学部長報告〕

法学部の今、そしてこれから 新山一範 .....6

もっと知りたい「法律学科と政治学科」 .....6

2005.8.20 No.13

Faculty of Law



# いよいよスタート 法科大学院

2005年4月に開設された北海学園大学法科大学院(ロー・スクール)。これまでの様子を法科大学院専任教員であり教務委員の丸山治先生に尋ねました。

## 「夢」実現へ向けて 丸山 治



### 「開拓期」

法科大学院が動き始めて3ヶ月、法学既修者1名、法学未修者22名の学生とともに、教職員も汗だくで奮闘しています。授業開始から1ヶ月ほどは、予想外の問題が細かなもの（学生の自習机が音を反響するなど）から、根本的なもの（授業の方法など）まで、いろいろと吹き出した時期。教員と学生の話し合い、意見の聴取などによって、解決の道筋をつけてきました。いわば「開拓期」とでも言っておきましょう。

この時期は、教員サイドにあっては、法科大学院教育をどのように行うべきかという一般的な議論は理解しているものの、これまでだれにも実践した経験がないですから、限られた時間の中でどのような工夫をしなければならないか、試行錯誤の状態になりました。また、学生の意識には、一部に「焦り」のような雰囲気が感じられました。たしかに目指す目標は高いのに、効果が目に見えるようなものではありませんから、学生の気持ちちは痛いほどわかります。焦らずじっくり基礎的素養を身につける1年にしてほしいと、話はするものの説得力には乏しいのも事実です。そうした学生の気持ちを安定させ、地に根をはった勉学をさせるためには、実際の授業を通して学生の信頼を得ることが唯一の方法であり、またそのような配慮が必要だと考えました。そこで、法科大学院の授業参観制度を利用して、すべての担当者の授業を参観して意

見交換をし、さらに職員の全面的な協力のもとに学生の反応を集約しつつ軌道に乗せる努力をしてきました。その仕上げとして4月末には、学生と教職員合同の懇親会を開催して意思の疎通を図ることにしました。法科大学院を育てるためには、教職員の努力、学生個人の努力はもちろんのこと、相互の協力関係も必要だからです。

### 「予習」が前提

法科大学院の授業は、学生の予習を前提として行われます。そのために、教員は事前に次回の授業についての資料を配付しなければなりません。学生は、事前に配布された資料をもとに、基本書や判例を調べて授業内容について相当程度の知識を身につけてくる必要があります。したがって、事前に配布する資料は重要な意味をもち、その内容についても継続的な検討を要する問題です。事務室には、すべての講義資料を保管し、いつでも閲覧することができるようになっており、いずれ、授業内容の検討とともに配付資料の検討をする計画です。

### 「授業検討会議」の開催

6月に入ると、こうしたお互いの努力が実ったのか、学生にも落ち着きが見えるようになり、教員の授業方法にも改善の兆しが出てきました。あるいは、双方にあきらめと割り切りの感があったのかもしれません。いわば「仮の定期考査」とでも言っておきましょう。こうした時期が過ぎたところで、「授業評価のためのアンケート（プレ）調査」を6月初旬に実施して、その結果に基づき授業検討会議を開催しました。

会議においては、まず、「法科大学院の教育方法に関するガイドライン」を配布し、各教員が教育方法に関する認識を再確認することから始め、つぎに、アンケートの集計結果、4名の授業風景の一部分をビデオ上映しました。

### 「アンケート」調査

全体に関するアンケートの中で気になる点は、「科目間の連携」と「達成度の確認方

法」に対する評価が低いことです。いずれもこちら側でも問題として把握していましたので、検討課題となっているものです。前者は、科目によって特講・基礎ゼミといった自主参加プログラムを配するものとそうでないものとが存在するため、科目間のバランスが欠けることに対する不安の現れです。科目的性質も関係して同じように配置することは必ずしも適当ではないのですが、その点の説明がまったくなされていないので、「不安」が現れたのでしょうか。できるだけ早く全体計画を明らかにしなければならないと考えています。「達成度の確認」も重要な課題ですが、時間と学生の負担との関係をどう調整するか、難しい問題を含んでいます。

個別の授業評価については、おおむね良好な結果が出ています。学生は、意見・要望があれば意見書・要望書を提出するようになっています。各教員に対する意見・要望はその都度各教員に伝達されるので、それに対応してきた結果ではないかと思っています。ちなみに私の評価（刑法）をまとめると、レベル、講義時間、宿題という項目が低く（順に、難しい、長い、多い）なっていました。レベルを落とすわけにはいかないので、教え方の工夫が必要かなと反省しています。その悩みを授業検討会議で吐露したところ、五十嵐清先生がおもしろいことを言われたので紹介しておきましょう。「憲法はやさしくておもしろい、刑法はおも



しろいけど難しい、民法は難しくておもしろくない」。一同納得。

冗談はさておき、まもなく前期が終了するところまでやってきました。学生にとっ

ては、初めての試験が行われ成績評価を受けることになります。法科大学院には進級制がありますが、そうではなくとも、最終目標を突破するために自分の実力を高め確認する最初の機会といえましょう。

## すべては「学生の熱意」から

予習・復習・課題提出と学生もたいへんですが、教職員にも多くの時間と労力が必要です。

求されます。それでも頑張るのは、学生の熱意を感じるからです。自学自習を基本とする法科大学院にあっては、すべては最終的には学生個人の努力にかかっているのですが、その努力に応えるために、法学部のスタッフの協力を得ながら、最大限の努力をしなければならないという共通認識をもって臨んでいます。

(法科大学院専任教授：担当は刑法)



## 法科大学院生の1週間



**昼間コース  
重永康希さん  
の場合**

月	火	水	木	金	土	日
7:30 起床				起床		
8:00				起床		
9:00		起床	起床・予習		予習	起床
10:40 復習	予習	刑法補講		刑法 I	学部講義	
12:40 予習	復習			予習		
14:00 憲法 I	憲法質問・予習	学部講義	予習・レポート	レポート・自習		レポート・自習
16:00 予習	刑法補講・予習	予習		法哲学・予習		
18:20 民法 I	民法 II	民法 I	民法 II	民法 IV		
20:00 復習・レポート	自習	自主ゼミ紹介過去問	憲法補講		レポート・自習	レポート・自習
21:40				レポート		
23:10 レポート	自習	レポート	予習			



**夜間コース  
森田理恵さん  
の場合**

月	火	水	木	金	土	日
7:00 起床・準備・移動	起床・準備・移動	起床・準備・移動	起床・準備・移動	起床・準備・移動		
8:30						
9:00					起床・準備・移動	
10:40					民法 II (学部の授業)	朝・昼食
11:00						昼食
12:40 仕事	仕事	仕事	仕事	仕事		
13:40						
14:20					民法 II 復習	
16:00						
17:30 移動・軽食	移動・軽食	移動・軽食	移動・軽食	移動・軽食	民法 II 予習	
18:20 民法 I	民法 II	民法 I	民法 II	民法 IV	移動・夕食・家事	夕食・家事
20:00 憲法 I	民法 II 復習	民法 I 復習	憲法 I 講義	図書館	夕食・家事	
21:40 移動・夕食 寝る準備	民法 I 予習	民法 II 予習	移動・夕食 寝る準備	民法 IV 復習		
22:30 憲法 I 復習	移動・夕食 (寝れていれば授業後帰宅)	移動・夕食 (寝れていれば授業後帰宅)	民法 IV 予習	移動・夕食	憲法 I 予習	予備(レポート・テストの準備・予習・復習など)
0:30 予備	寝る準備・予備	寝る準備・予備	予備	寝る準備・予備	寝る準備・予備	寝る準備・予備
	寝る	寝る	寝る	寝る	寝る	寝る

重永康希さん、森田理恵さん、お二人に1週間のスケジュールを教えてもらいました。重永さんはフルタイムの大学院生で、森田さんは社会人の方です。このスケジュールから、お二人とも、朝から夜遅くまで、勉強に取り組んでいる様子が分かりますね。

重永さんは、フルタイムの大学院生だけあって、起きている間は全部勉強、って感じですね。ほとんど空き時間はありません。講義（民I・II・IV、憲I、刑I、法哲学）の予習復習、特にレポート作成に相当の時間を割いている様子が分かります。森田さんはお仕事をされているため、履修している科目（民I・II・IV、憲I）が重永さんに比べてちょっと少ないですね。勉強時間の確保に苦労されているとの印象を受けます。

重永さんは北海道の弁護士過疎地解消を目指し、森田さんは「決して強い存在ではない」人間に対する敬意を忘れずに活動する、そういう弁護士になりたいと語っています。また、北海学園大学法学部出身の重永さんは、法科大学院入学までに「もっと勉強しておけばよかった」と言い、目下、「留年」が心配だとのこと。森田さんは予習復習での偏りをなくし、バランスをとることが大切だと考えるようになり、現在は、苦手の民法IIで五十嵐先生から誉められる日を夢見ているとのことです。

お二人が「弁護士」として活躍できる日が早く来るよう、教職員一同、応援しています。

(文責：大西)

## 北海学園大学 法科大学院概要

2005年4月に開設された北海学園大学法科大学院（正式名称：法務研究科法務専攻）は、地域社会に根ざして、地域社会を担う法律家の育成を目指している。また、徹底した少人数教育を特色としている。地域社会を担う法律家は、なによりもまず市民の暮らしと生活を守る法律家であり、地域の企業と自治体の法律問題に対応できる法律家でもある。

市民の日常生活の中で起きた法律問題には、たとえば、お隣さん同士のトラブル、「いじめ」、介護のほか、住宅リフォーム詐欺などの問題もある。こうした日常的な法律問題に対応できる「ホーム・ドクター」のような法律家の育成が必要である。

また、長引く不況を反映して、道内では、まだまだ中小企業の倒産・賃金未払いや、フリーターなど非正社員の身分保障などの重要問題がある。こうした企業法務に的確に対応できる法律家の育成が要請されている。

さらに、地方分権の進展とともに、道内でも、「歩きたばこ禁止条例」など、ユニークな条例が登場しつつある。さまざまな問題に法的に対応できる法務能力の向上がいま自治体に求められている。そして、自治体に適切にアドバイスできる法律家も必要である。

以上の理念・目的を実現するために、また、社会的状況を踏まえて、北海学園大学法科大学院は、3年制の標準法医学未修者コースと並んで（標準法医学既修者コースは2年制）、4年制の夜間長期未修者コースを設けている（夜間長期既修者コースは3年制）。夜間長期コースの授業内容は、すべて標準コースと同じであり、社会人のために授業は18時20分に開始される。

本法科大学院の入学定員は30名、専任教員は14名（うち実務家教員4名）、3年制標準コース卒業要件は95単位以上の修得（2年制の既修者コースでは、67単位以上）、となっている。

(文責：大西)



# 運動から政治を考える

## 政治過程の中の運動

私が担当する「政治過程論」は、現代の代表的な政治の場面において、主要な政治主体がなぜ、どのように行動し、どのような結果をもたらすのかを明らかにしようとする分野である。政治行動にはパターンがあり、社会制度や目に見えない「構造」の制約も受けるので、こうした部分の解明も課題となる。私の講義ではさらに、官僚や政治家の攻防を見物する観客ではなく、政治過程の結果（例えば法律の成立）から影響を否応なしに受け、また政治過程に影響を与える市民（主権者）としての視点を重視している。

自分の研究の重点は政治運動にある。現代社会の中で新たに生じてくる問題は、自動的に政治の課題として取り組まれるのではない。例えば貧困や失業は、昔は個人が「自己責任」で解決するか、運命として受け入れるものとされていた。それが政府の社会政策の対象となった背景には、労働運動の台頭があった。また、かつて当事者の問題と片づけられていた夫婦や恋人の間の暴力は、近年は「ドメスティック・バイオレンス」と定義され、社会的な解決が図られているが、これも女性運動の成果である。このように運動は新しい争点の社会的な認知を求め、必要なら政治的な取り組みを求めて活動する。現代社会と現代政治を結びつける最も躍動的な部分が政治運動といえるだろう。

大学院時代からの研究テーマは、原子力発電に反対する運動である。ドイツなど西欧諸国と比較しながら、日本政治を運動の視点から捉え直す研究で、その成果は「脱原子力の運動と政治」（北海道大学図書刊行会）として最近出版した。関連して地球温暖化や自然エネルギー、核軍縮の問題についても勉強し、授業に還元してきた。

## イラク反戦運動とのかかわりの中から

近年は米英軍の対イラク戦争に反対する平和運動に注目し、運動の現場にも入った。その過程で昨年4月、米軍が大量に使用して住民や兵士に放射線障害をもたらしている劣化ウラン弾の問題に取り組む市民団体の仲間が、イラクで現地住民らの反米抵抗

勢力に拘束され、私も救援活動にかかわった。全国の市民から解放を求める署名が一週間ほどで20万人以上も集まり、また中東のメディアや宗教指導者に日本のNGO（非政府組織）が直接接触して解放を訴え、拘束者は米軍協力者ではないという理由で無事解放された。政府間の国際外交が機能しない場で、市民社会間の「民際外交」が成果を上げたと言えよう。

他方で政府関係者の発言や一部メディアの論調をきっかけに、拘束された者や家族、支援者への誹謗中傷もあった。「弱者」は頭を下げて助けを請う限りで同情されるが、「お上」に物申すと非難される土壌がある。「情報収集に努めています」との説明を繰り返す外務省に対し、時間切れを恐れた家族や支援者は不信感を強め、自衛隊撤退も選択肢に入れるよう求め始め、またメディアや市民社会を通じた救援活動に重点を移したが、その途端にバッシングが表面化した。しかも被拘束者たちは、政府が定義する「国益」（自衛隊の派遣）とは一線を画し、自らの手で「公益」を追求した。「公共性」は政府が定義するものだという論理が日本では根強い。また民間人が危険地域に入る際に正確な状況判断をすべき「自己責任」と、それでもなお危険に陥った国民を当然に保護すべき国家責任が混同された。政治・経営の失敗のつけを個人の自助努力に帰す昨今の精神状況も関係しているようだ。

事件の文脈への理解も進まなかった。事件発生の直前、ファルージャという町で、戦争の民営化を象徴する民間軍事会社の米国人「社員」（傭兵）が惨殺された。これに対する米軍による大規模な報復攻撃では、モスク（イスラム寺院）も標的になり、民間人千人以上が殺された。住民の反米感情は悪化し、外国人を無差別に拘束する事件が頻発し始めた。より広い文脈では、危険地帯の取材をフリーの記者に依存する報道機関の実態や、虚構の大量破壊兵器の存在を根拠に開始された戦争と占領の正統性、米軍協力者と見なされる自衛隊の派遣で高まった日本人のリスクが指摘できよう。

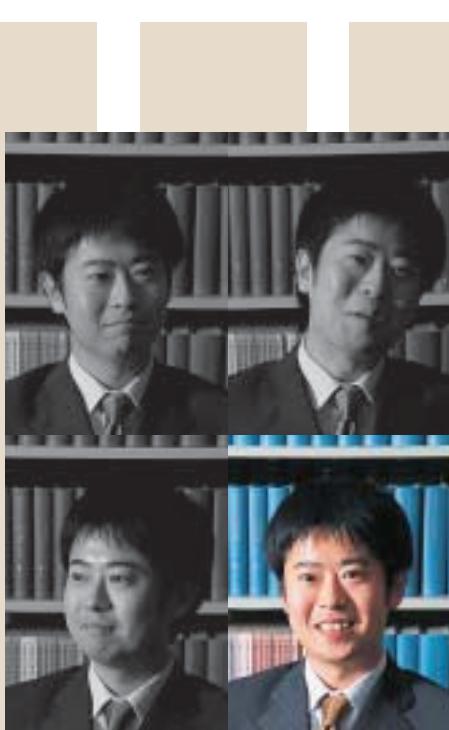
イラクをめぐる混迷が政治に示唆する問題が多い。秋から留学するドイツで、その意味をじっくり考えたい。

（法学部助教授：担当は政治過程論）



# 本田宏

# クーリング・オフを考える



## 山本 弘明

私の研究テーマは、撤回権の基礎的研究、その中でもクーリング・オフの基礎的研究です。クーリング・オフは、消費者が一度契約締結に向けた意思表示を表明したとしても、契約に拘束される意思がないことを、一定期間の間に事業者に表明した場合、消費者に一方的な契約破棄を認めることを目的とするものです。この制度は、消費者と事業者の間で締結される契約において存在する、不当な取引に基づく不利益から消費者を保護するという重要な役割を果たしており、訪問販売、電話勧誘販売、継続的役務提供契約、割賦販売等において認められています。

たとえば、訪問販売を例に挙げますと、事業者の営業所等以外の場所において特定の商品の売買契約が締結された場合、消費者は一定の書面の交付後から8日間、契約を一方的に破棄することができます。つまり、8日の間であれば、消費者は書面による意思表示によって、理由を表示することなく契約を失効させることができます。さらに商品の返還費用も事業者が負担するため、消費者は何ら費用的な負担を負うことはありません。

### 諸問題

しかしながら、本来、「契約は守られなければならない」というのが民法の原則であり、申込みがなされた、あるいは契約が締結された場合、当事者が一方的にこの取引的拘束から免れることは許されず、契約が一方的に破棄されたさいには、相手方に損害賠償の請求が認められることになります。この点、クーリング・オフは、一見すると民法の原則に反しているようにも思えますので、この両者の関係をどのように考えるかが問題になります。また、クーリング・オフの法的性質、クーリング・オフ期間の法状況をどのように理解するべきか、ということも問題となります。たしかに、クーリング・オフの導入は、不当商法を原因とする消費者被害に対処するために、政策上認められてきたものですので、特別法上の制度と考えることも可能です。しかし、弱者保護という消費者保護の発想に基づく特別法上における位置付けではなく、消費者と事業者の間の構造的格差を考慮して、消費者の自

己決定を保障するものという観点から、意思表示一般の問題として捉えることも出来ます。

また、消費者と事業者の構造的格差、言い換えると消費者と事業者の契約上の地位不均衡をもたらす大きな原因の一つは、消費者の契約に関する情報の欠如です。一般的に、消費者は契約内容や契約の相手方にに対する十分な情報を有していません。このような情報不足を原因とする地位不均衡を是正するためには、事業者に情報提供義務を課すだけでは不十分です。なぜなら、消費者が契約締結時の短時間に、抽象的で内容的にも理解し難い情報を完全に整理し、それに基づいて契約締結をするか否かを判断することは難しいからです。この点、消費者の自己決定にとって重要なのは形式的、抽象的な情報付与ではなく、与えられた具体的な情報を現実的に把握し整理しうることになってきます。そして、具体的な情報の獲得と整理のためには、クーリング・オフ期間において、消費者が実際に契約の目的物を自分の目で確認しうることが必要なため、これを可能にする目的物確認請求権の意味での履行請求権が重要になります。その一方で、清算関係における事業者の破産、あるいは事業者の所在の不明などの危険を消費者に負担させないために、クーリング・オフ期間における事業者の履行請求権の制限という観点も重要となります。

### 自己拘束を鍵に

このような観点のもと、相手方の同意を必要とせずに一方的に債務負担を生じさせる自己拘束という概念を手がかりに、クーリング・オフを理論的に再構成することを進めています。消費者と事業者の形式的な意思の合致による契約の成立ではなく、不十分な自己決定に基づきなされた消費者の意思表示と、十分な自己決定に基づきなされた事業者の意思表示の結合により不完全な契約が成立すると理解し、消費者の意思表示という債務負担行為に対する拘束力の弱さから導き出されるものが、クーリング・オフであると構成することを試みていますが、未だ残された課題が多いのが現状です。

(法学部講師：担当は民法)

# ドイツ留学記 ～ヴァーチャル・インタビューで大西有二先生に聞く～

1年2ヶ月のドイツでの在外研修を終えて、大西有二先生が帰国されましたので、さっそく滞在地マンハイム市での経験や大学院での研究生活について、インタビューをしました。なお、このインタビューは法学部初のキーボード入力により行われました。

## 研修の目的と研修先

**上野** 興味深い経験と情報をたくさんお持ち帰りのことだと思います。今回の研修の目的をお話いただけますか。

**大西** 研修の目的は、(1) ドイツ行政法の諸潮流の研究、(2) ドイツにおける行政改革、の2つでした。



**上野** 研修先はどうちらですか。  
**大西** シュパイヤー行政科学大学院という、おもに司法試験第1次試験合格者のための研修機関でした。この大学院は、ライン川沿いの古都シュパイヤー(Speyer)市の西にあります。夏・冬学期があり、ドイツ中から500名ほどの研修生がやって来ます。これに修士号・博士号の取得を希望する学生が国内外から約50名加わります。

**上野** 研修先の様子は？

**大西** 私は、自分自身の研修目的を実施する傍らで、研修生や大学院生らと、いくつかのゼミナールにも参加しました。そこには、中国・韓国、インドネシア・タイなどのアジアの留学生、また、モロッコ・カメルーンなどのアフリカの留学生、ボスニアヘルツェゴビナ・白ロシアなどの東欧からの留学生、さらに、ボリビアやチリなど南アメリカからも、留学生が来ていました。

教授数も約30名と、極めてこぢんまりしていますが、多くの教育プログラムが展開されており、法学部出身者以外の研修生のために、法律学の基礎講義、英会話の授業、州ごとの国家試験対策講義などが、本体の講義・演習・共同研究プログラムと並んで展開されています。

私は4つのゼミナールに参加し、日本の行政改革の現状について報告しました。

## ドイツと日本の行政法

**上野** ドイツ行政法と日本の行政法の関係

は何かあるのですか。

**大西** 日本の行政法は、ドイツ行政法を学ぶことから始まったと言えます。19世紀末、ベルリンに留学していた美濃部達吉（「天皇機関説」で有名）が、シュトラスブル大学のオットー・マイヤーという学者の書いた『ドイツ行政法』を翻訳し、日本に紹介、これが日本における本格的な行政法学研究につながりました。以後、第2次世界大戦終結まで、もっぱらドイツ行政法の影響を受けました。戦後、アメリカ憲法の影響の下で、日本国憲法が誕生したこともあって、憲法学と兄弟である行政法学も、アメリカ行政法を参考にすることが多くなっています。

このように、日本の行政法学、そして、憲法学は、もともとドイツ法を学ぶことから始まったという基本的性質を持っています。

## ドイツの統一と失業率

**上野** 東西のドイツが統一され、行政改革も多く行われたのではないですか。

**大西** 90年でしたか、東西ドイツが統一されたのは良いのですが、賃金格差など、東側の経済状態が予想以上に酷かったことなどから、西ドイツは莫大な資金を投入することになり、これが財政に大きな負担になりました。そして、EUの拡大が来ます。旧西ドイツ国内の企業が、割高な労働コストを嫌って、続々と東欧やスペインなどに出て行きました。この動きは現在も進行中です。その結果、ドイツ全体が深刻な不況に直面し、全国平均で11%前後という高い失業率に悩まされています。

連邦首相のシュレーダーは失業者厚遇政策の縮小を進めるのですが、最近州議会選挙に大敗し、選舉民によって彼の改革は拒否された形です。社会経済政治状況は、現在、深刻です。

**上野** ドイツというと国力があり安定した国というイメージを持っていたのですが、失業率が高く結構たいへんですね。

**大西** 1997年夏、旧東ドイツはライプツィヒ市近郊の町ツウヴィカウ(Zwickau)を訪問した時、当地での失業率が40%を越えて

いると聞いて、驚愕したことを覚えています。14%の間違いでは、と聞き直したくらいです。失業率は、ドイツの状況を知る重要な指標のひとつだと思います。

## ドイツの郵政改革

**上野** さて日本では今、国会で郵政民営化が議論されていますが(7月末現在)、ドイツの郵政事業はどうなのでしょうか。

**大西** ドイツの郵便は、数年前に民営化されました。ドイツ郵便株式会社の社長が、日本の新聞社のインタビューなどに答えていて、日本でも広くこうした様子が伝えられています。それらを見る限り、民営化は成功したと評価されているようです。ドイツのテレビでは、「皇帝」ベッケンバウアーが「広告塔」として登場し、ドイツ郵便銀行(Post Bank)を盛んに宣伝しています。

## マンハイムでの生活

**上野** 最後に、先生が過ごされたマンハイムでの生活について、教えて下さい。

**大西** わたしは、マンハイムという人口32万ほどの準工業都市に住みました。ライン川を挟んで対岸にはルードヴィヒスハーフェンという工業都市があり、ここにはドイツを代表するBASF(Badische Anilin & Soda Fabrik)という従業員4万人の大企業があります。古くはインディゴブルーという染料を生産し大当たりした企業で、今は、カセットテープやバイオ産業に力点を移してきているということです。

## ドイツ料理

**上野** 食べ物は如何でしたか。



**大西** マンハイムでは、中央駅前のホテルと、マンハイム名物「水塔ヴァッサー・ツルム」側のオニクス(黒曜石)が気に入りました。他の食堂がダメなのは、味

がしょっぱすぎる・甘すぎるで、馴染めないこと、メニューがとんでもないことが理由です。たとえば、お粥（ミルヒライス）にイチゴジャムを載せたモノ（デザートとしてなら可）、牛タン1本をクリームスープに浸したモノ（フォークで持ち上げた時、卒倒しそうになりました）、ニシンの酢漬けと同じくクリームスープに浸したモノ（組み合わせが許せません）…などです。

上野 私もいつか食べてみたい！

興味深いお話をたくさんありがとうございます。残念ながら紙面もつきたようなのでこのヴァーチャル・インタビューはこれで終了します。ありがとうございました。

(大西有二／法学部教授：担当は行政法)  
(上野之江／法学部教授：担当は英語)



◎雪化粧のマンハイム（左手に水塔、中央は環状通リング）

## もっと知りたい

### 「法律学科と政治学科 就職状況クローズアップ」

法学部は法律学科と政治学科の二つの学科で構成されています。今回は、2004年度の卒業生の進路状況を紹介します。

#### 就職への準備

法学部では2004年度、就職委員担当者を中心に、学部の専門演習担当教員が3年次学生の就職面談を実施しました。演習担当教員は少人数の演習において、学生各人と定期的に顔を合わせ、演習報告や討論の様子などをみています。よって、学生各人のことをよく理解しているわけです。これらをふまえての面談・指導により、学生は的確な就職先を目指すことができるのです。

また、就職部では、多彩な「資格取得講座」や「公務員講座」を用意しています。法学部では独自に、司法書士等をめざす学生のため「法職講座」が毎年開かれています。

これらの甲斐あって、2005年7月5日現在、法学部4年生全体で、46名が計61件の公務員試験1次合格を果たしています。

## 法学部の今、 そしてこれから



法学部長  
新山一範

本年4月から法学部長職を務めております。この4月に、本学法学部に関係する大きな変更が3点ありましたので、まずはこれをご報告いたします。

第1点は、平成11年に法学部に政治学科が設置されて以来、入学試験を法律学科と政治学科の学科ごとに行ってきましたが、これを法学部としての入学試験に変え、1年間法學・政治学の勉強をしたうえで2年次から選択した学科に移行するようにしたことです。第2点は、大学院法学研究科博士後期課程に政治学専攻が増設されたことです。これで昭和61年の法律学専攻修士課程の開設に始まる大学院法学研究科は、修士課程および博士後期課程に法律学専攻と政治

学専攻とがそろうことになりました。第3点は、本学に法科大学院法務研究科が設置されたことです。この法科大学院法務研究科は、組織上、学部に基礎を置かない研究科で、その専任教員は法学部には所属しておりません（現在、一部の教員は兼任していますが）。これら3つの制度・組織上の変更のうち、法学部長として現在もっとも関心を持っているのは、実のところ、第3点目の、法学部と組織的な繋がりを持っていない法科大学院の設置です。

ご承知のとおり、昨年、全国に多くの法科大学院が設立されました。その前後を通じ、法科大学院が設置されることによって法学部教育にどのような影響を生じるか、また、法学部教育をどのように変革していくべきであるかが議論されてきました。昨年末のあるアンケート調査によると、法科大学院の設立をふまえ、多くの大学で法学部のカリキュラムを変更したか、その計画中であるとされていますが、どのような法学教育を目指すかについては、いまだ摸索中の段階のようです。また、法科大学院との関係を考えないようにしても、大学教員としては、大学の教育のあり方について真剣に取り組まなければならない時代を迎えております。このような時期において、法学部長としての仕事は、法学部教職員に、10年後を見据えて本学法学部教育をどのようにしていくべきかを検討していくつもりです。

(法学部教授：担当は商法)

#### データから

2004年度の就職状況を報告します。2005年3月31日の時点で、表のような結果となっています。内定先は、民間企業と公務員をあわせたものです。

法学部全体の内定率はI部80%後半・II部90%後半と、豊平校舎全体（法学部・経済学部・人文学部）の中でも高い水準です。

I部に注目してみましょう。法律・政治両学科で比較すると、政治学科が法律学科に比べて約1%リードしています。

次にII部の内定率ですが、法律学科が96.00%、政治学科が100.00%と、極めて高い水準です。II部生は在学生数が少なく、もともと職を有している学生がいるため、就職希望者数そのものが一部ほど多く

はありません。しかし、法律学科は就職希望者25名中24名が、政治学科は希望者9名全員が、それぞれ内定を得たという事実は大きいでしょう。

卒業生は多くの企業や公務員に内定していますが、なかでも、日本郵政公社の総合職試験開始2年目にして、はじめて北海道からの合格者を出したのは、法学部（法律学科）なのです。

さて、今年度（2005）入学した新1年生は学部一括入試により入学し、1年次末に学科を選択します。

卒業後の進路は、今後どのようになるでしょうか。就職部と連携し、学部としてサポート体制を強化し、今後の展開に期待しています。

（文責：前田）

#### ◎2004年度 法学部就職状況

卒業生	就職 希望者数	内定者数	内定率 (%)	公務員 再受験者数	進学者数	その他	未登録者数
法律学科 I部	228	155	87.74	17	4	3	49
法律学科 II部	84	25	96.00	7	2	1	49
法律学科計	312	180	88.89	24	6	4	97
政治学科 I部	113	63	88.89	8	4	1	37
政治学科 II部	34	9	100.00	2	2	2	19
政治学科計	147	72	90.28	10	6	3	57

注) 卒業生数=就職希望者数+公務員再受験者数+進学者数+その他+未登録者数

(2005年3月31日現在)

# 法学部 第11回 市民公開講座

## 損害賠償・金銭の給付をめぐる諸問題

私人間のもめごとは、土地を返せとか、買ったテレビの映りが悪いから新しいのと取り替えてくれなどの形で生ずるが、最終的には金銭の支払いによって決着がつけられる場合が多い。もちろん、貸したお金を返せとか、ケガをさせられたから治療費を払えなど、最初から金銭の給付が求められる場合もある。本講座は、このような金銭の給付をめぐる諸問題を多角的にとりあげるものである。

### ●講師

神田孝夫・新山一範・久々湊晴夫  
池田栄男・織田有基子

### ●日時

2005年11月5日(土)～12月3日(土)  
毎週土曜日 10:40～12:10 全5回

### ●お申し込み期間・方法

◎10月11日(火)～10月29日(土)まで  
北海学園大学法学部事務室までお申し込みください。  
TEL:011-841-1161(2223)  
FAX:011-824-7729

## 法学部2部 キャンパス見学会

2部の雰囲気を自分の目で確かめてみませんか。  
社会人学生や教員による相談会と講義見学を実施します。

### ●日時・場所

2005年10月3日(月)

### ①相談会

18時30分から20時まで  
(時間内ならいつでもどうぞ)

### ②講義見学「民法I」

19時30分から21時まで  
北海学園大学 41番教室

### ●参加方法

◎9月20日(火)から10月1日(土)まで  
北海学園大学法学部事務室までe-mailかお電話でお申し込みください。  
いずれも、氏名と①②の両方あるいはどちらに参加するかをお知らせください。

### [お申し込み・お問い合わせ先]

E-mail:recht@tyhr.hokkai-s-u.ac.jp  
TEL:011-841-1161(2223・2226)

# 2006年度 法学部各種入試一覧

## 課題小論文 特別入学試験

募集人員:2部法学部 30名  
出願期間:2005年11月1日(火)～11日(金)  
試験日:2005年11月27日(日)

## 社会人特別入学試験

● I期(面接)  
募集人員:2部法学部 20名  
出願期間:2005年11月1日(火)～11日(金)  
試験日:2005年11月27日(日)

● II期(面接・小論文)  
募集人員:2部法学部 面接 20名  
小論文:15名  
出願期間:2006年2月21日(火)～28日(火)  
試験日:2006年3月4日(土)

\*課題小論文・社会人特別入試ともに、法学部1年次入学試験は、学部単位の募集になります。  
学科(法律・政治)は1年次末に決定します。

## 法学部編入学 (3年次編入)試験

募集人員:1部法律学科 推薦を含め20名  
1部政治学科 推薦を含め10名  
2部法律学科 若干名  
2部政治学科 若干名

● I期(一般・推薦)  
出願期間:2005年10月3日(月)～14日(金)  
試験日:2005年10月29日(土)

● II期(一般)  
出願期間:2006年1月23日(月)～2月3日(金)  
試験日:2006年3月4日(土)

## 大学院法学研究科 入学試験

●修士課程  
募集人員:法律学専攻 7名  
政治学専攻 5名  
[ I期] (一般・社会人特例選抜入試)  
法律学専攻・政治学専攻  
出願期間:2005年9月16日(金)～24日(土)  
試験日:2005年10月12日(水)  
[ II期] (一般・社会人特例選抜入試)  
法律学専攻・政治学専攻  
出願期間:2006年1月10日(火)～16日(月)  
試験日:2006年1月31日(火)  
  
●博士(後期)課程  
募集人員:法律学専攻 2名  
政治学専攻 2名  
(一般・社会人特例選抜入試)  
法律学専攻・政治学専攻  
出願期間:2006年1月26日(木)～31日(火)  
試験日:2006年2月16日(木)

## 法科大学院(法務研究科) 入学試験

募集人員:30名

●A日程  
出願期間:2005年10月3日(月)～15日(土)  
試験日:  
既修者・未修者共通試験 2005年10月29日(土)  
既修者認定試験 2005年10月30日(日)

●B日程  
出願期間:2006年2月1日(水)～15日(水)  
試験日:  
既修者・未修者共通試験 2006年2月25日(土)  
既修者認定試験 2006年2月26日(日)

※法科大学院について、詳しくは下記のHPをご参照ください。  
<http://www.hokkai-s-u.ac.jp/gakubu/houka/index.html>

出願資格、必要書類などについての各種お問い合わせは下記までお願いいたします。

[お問い合わせ先] 北海学園大学法学部事務室  
TEL:011-841-1161(2223・2226) FAX:011-824-7729

2005年度学部報委員:上野之江・大西有二・前田輪音